

答申 個第6号

平成22年10月26日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護審査会

保有個人情報開示決定処分に関する諮問について（答申）

平成22年5月14日付FNo.0・4・6により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

異議申立人の申立てを棄却するのが相当である。

2 異議申立ての経緯

本件の異議申立人は、平成22年2月18日、道路管理課が保有する異議申立人所有の——の土地に係る、「図面No.Aに関する道路境界の立会の結果について」（以下「文書1」という。）と、「道路境界査定立会結果報告書 図面No.B」（以下「文書2」という。）について、相模原市個人情報保護条例（平成16年12月22日 条例第23号 以下「条例」という。）15条1項に基づき保有個人情報の開示請求を行ったが、同年2月26日付けで、条例上の実施機関である相模原市長から、「開示請求者以外の個人の氏名、住所、地番及び印影が含まれており、開示することにより特定の個人が識別することができるため」との理由で一部開示決定を受けた。

これに対して異議申立人が同年4月30日、その一部開示決定を取り消し、開示を求める異議申立てをしたので、実施機関は、同年5月14日付けで、当審査会に対し条例44条に基づく審査の諮問を行った。

3 異議申立人の趣旨及び理由

(1) 完結簿No.——の上の黒塗りは、個人情報とは考えにくい箇所であり開示すべきである。

(2) 開示された31枚は開示すべき枚数の一部であり、50枚若しくは50枚以上あるはずであり、不足分（マイクロフィルムの索引No.（以下「索引No.」という。）——～——を含む。）を開示すべきである。

(ア) 文書2の索引No.——の中にNo.A-2と記載があるが、No.Aの記載のあるものがあるのではないか。

(イ) 文書2の索引No.——の文書の3分割された——の文書にNo.A-2と記載があるが、No.Aの記載のあるものがあるのではないか。

(ウ) 文書2の索引No.——の中にNo.A-2と記載があるが、No.Aの記載のあるものがあるのではないか。

(エ) 境界標の写真があるのではないか。

(オ) 開示の際、開示対象の文書の枚数を尋ねたところ、最初50枚と話していた。実際に入手できたのは31枚であった。即座に50枚と答えたのは、予め数えていたものに間違いはない。

(カ) 開示請求の前に、道路管理課のカウンターにて「No.A-1は無い。」という発言を聞いたが、何らかの特殊事情があり、工作を加えた応用編

- を出したものである。31枚が不自然と考えるのには、直近70cmを通過の際、請求者による観察結果では、厚さが2倍若しくはそれ以上あった。
- (キ) 文書1の索引No.——の文書中の筆跡は全て同じに見えるので、本物があるはずである。
 - (ク) 文書2の索引No.——の文書中に添付文書の記載があり、「各関係官庁等へ提出した申請書の写し」とあるが、その申請書が開示されていない。
 - (ケ) 文書2の索引No.——、索引No.——、索引No.——の文書は表題が無い。何時の時点のものかも明示が無い。
 - (コ) 文書2の索引No.——、索引No.——の文書は、——と——との隣接状況をぼかしている。
 - (サ) 文書2の索引No.——の文書は承諾書(2)であるが、現在の承諾書(2)と文面が異なっている。
 - (シ) 文書2の索引No.——の文書は境界埋設要領と図面が1枚に表示されており、別に作成したものがあるはずである。
 - (ス) 文書2の索引No.——の文書は「控点の点の記」であるが、承諾書があるはずである。
 - (セ) 計7枚申立人に情報公開課から開示しているとしているが、受け取っていないし、番号をメモしただけで、内容を見ていない。開示したと言えるのか。
 - (ソ) マイクロフィルム化(以下「マイクロ化」という。)していない文書は不存在と読めるが、実際はどうか。
 - (タ) 文書1の索引No.——の文書は表題がない。表題のある文書が別にあるのではないか。
 - (チ) 文書1の索引No.——は別なものはないのか。平成10年に届き、現在申立人が所有しているものとは文面が異なっている。
 - (ツ) 文書1の索引No.——はわかりにくい。別のものがあるのではないか。
 - (テ) 文書1の索引No.——は筆跡、印影とも本人のものではない。後日作成した虚偽の承諾書に違いない。本物を開示せよ。

4 実施機関の非開示理由説明

実施機関から以下の説明があった。

(1) 開示請求の対象文書のマイクロ化について

開示請求の対象文書の文書1及び文書2は、既に全てをマイクロ化している。

マイクロ化している文書のうち、多角測量座標計算書、座標差による距離と方向角の計算書、多角測量座標計算簿の計7枚については、担当課で閲覧できるため、開示対象文書から除外している。このことについては、異議申立人の意思を確認し、一部開示決定後、異議申立人は閲覧もしている。

開示請求の対象となった文書1のマイクロ化は、昭和27年度から昭和50年度までの道路境界査定申請書を対象に相模原市マイクロフィルム文書規程（昭和48年11月21日訓令第12号 以下「マイクロ規程」という。）に基づき昭和52年度に実施され、原文書は昭和54年12月に廃棄している。

開示請求の対象となった文書2のマイクロ化は、昭和62年度の道路境界査定申請書を対象にマイクロ規程に基づき平成元年度に実施され、原文書は平成3年3月に廃棄している。

(2) 異議申立人の趣旨及び理由(1)については、原文書が廃棄されているため、マイクロフィルムでしか確認できないが、完結簿No.を誤って記入した際黒塗りしたものをマイクロ化したものと思われる。マイクロ化されている文書をそのまま開示している。

(3) 異議申立人の趣旨及び理由(2)について以下のとおり説明する。

(ア) 『文書2の索引No.———の中にNo.A-2と記載があるが、No.Aの記載のあるものがあるのではないか。』

文書1の索引No.———、———のとおりに当初図面の番号はAであったが、———の土地に関する道路境界確定事業に対してもAと付番したため、———の土地に関する道路境界確定事業に対してはA-1、———に関する道路境界確定事業に対しては、後にA-2と表記し直したものである。本来であれば、文書1の内容についても訂正すべきであったが、既にマイクロ化されていたため訂正できなかったものと考えられる。

また、文書2の作成当時、既に———地区については道路台帳図が作成されており、当時同様の措置をした例が他にもある。

よって、文書2で、No.A-2と記載があるのは正しい表記であり、他の文書は存在しない。

(イ) 『文書2の索引No.———の文書の3分割された———の文書にNo.A-2と記載があるが、No.Aの記載のあるものがあるのではないか。』

(ア) と同様であり、他の文書は存在しない。

(ウ) 『文書2の索引No.———の中にNo.A-2と記載があるが、No.Aの記載のあるものがあるのではないか。』

(ア) と同様であり、他の文書は存在しない。

(エ) 『境界標の写真があるのではないか。』

道路境界査定立会結果報告書の必要書類とはいえない。また、マイクロ化された公文書をそのまま開示しており、境界標の写真は添付されていないものとする。

(オ) 『開示の際、開示対象の文書の枚数を尋ねたところ、最初50枚と話していた。実際に入手できたのは31枚であった。即座に50枚と答えたのは、予め数えていたものに間違いはない。』

開示対象の文書はマイクロ化されている文書であり、閲覧できる文書を除きすべて開示している。

(カ) 『開示請求の前に、道路管理課のカウンターにて「No.A-1は無い。」という発言を聞いたが、何らかの特殊事情があり、工作を加えた応用編を出したものである。31枚が不自然と考えるのには、直近70cmを通過の際、請求者による観察結果では、厚さが2倍若しくはそれ以上あった。』

開示対象の文書はマイクロ化されている文書であり、閲覧できる文書を除きすべて開示している。

(キ) 『文書1の索引No.——の文書中の筆跡は全て同じに見えるので、本物があるはずである。』

当時、署名は求めておらず、代筆も可能であったと考えられ、この承諾書が正当なものであると考えられる。

(ク) 『文書2の索引No.——の文書中に添付文書の記載があり、「各関係官庁等へ提出した申請書の写し」とあるが、その申請書が開示されていない。』

査定依頼書作成当時、あらかじめ添付文書の記載欄に「各関係官庁等へ提出した申請書の写し」と印刷された依頼書を使用しており、添付されない場合でも訂正することをしていなかったようである。査定依頼書作成当時は、この処理で正当とされており、申請当初から存在しないものと考えられる。

(ケ) 『文書2の索引No.——、索引No.——、索引No.——の文書は表題が無い。何時の時点のものかも明示が無い。』

開示対象の文書をそのまま開示するのが原則であり、そのままを開示している。

(コ) 『文書2の索引No.——、索引No.——の文書は、——と——との隣接状況をぼかしている。』

開示対象の文書をそのまま開示するのが原則であり、そのままを開示

している。

(サ) 『文書2の索引No.——の文書は承諾書(2)であるが、現在の承諾書(2)と文面が異なっている。』

当時は、開示された承諾書の様式を使用していたということであり、開示の対象として特定されたマイクロ化された公文書をそのまま開示している。

(シ) 『文書2の索引No.——の文書は境界埋設要領と図面が1枚に表示されており、別に作成したものがあらずである。』

決まった様式はないので起案者に任されている範囲の問題であり、他に文書は存在しないものと考えられる。

(ス) 『文書2の索引No.——の文書は「控点の点の記」であるが、承諾書があるはずである。』

必要書類とはいえない。また、マイクロ化された公文書をそのまま開示しており、承諾書は存在しないものとする。

(セ) 『計7枚申立人に情報公開課から開示しているとしているが、受け取っていないし、番号をメモしただけで、内容を見ていない。開示したと言えるのか。』

申し出れば閲覧できることから、開示対象としなかったという経過があり、さらに申立人が閲覧しメモをとっていることから、情報公開手続をするまでもなく、情報提供で処理されたものであると考えている。

(ソ) 『マイクロ化していない文書は不存在と読めるが、実際はどうか。』

開示対象の文書はマイクロ化されている文書であり、閲覧できる文書を除きすべて開示している。

文書1については、昭和52年度にマイクロ化し、昭和54年度に一部を除き廃棄する際の決裁があり、文書2については、平成元年度にマイクロ化し、平成2年度に廃棄する際の決裁がある。

(タ) 『文書1の索引No.——の文書は表題がない。表題のある文書が別にあるのではないか。』

表題は、「道路境界査定立会いの結果について」である。

(チ) 『文書1の索引No.——は別なものはないのか。平成10年に届き、現在申立人が所有しているものとは文面が異なっている。』

当時、使用していた文書であり、開示の対象として特定されたマイクロ化された公文書をそのまま開示している。

(ツ) 『文書1の索引No.—— はわかりにくい。別のものがあるのではないか。』

開示対象の文書をそのまま開示するのが原則であり、そのままを開示している。

(テ) 『文書1の索引No.—— は筆跡、印影とも本人のものではない。後日作成した虚偽の承諾書に違いない。本物を開示せよ。』

当時、署名は求めておらず、代筆も可能であったと考えられ、この承諾書が正当なものであると考えられる。

5 審査会の判断

条例は、16条で「実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」としていることから、非開示情報があれば理由を示して非開示とし、非開示情報がなければ原本をそのまま開示あるいはその写しを開示しなければならない。

異議申立人の趣旨及び理由について、非開示情報に該当するのか、写しをそのまま開示したものなのか、公文書が存在しないのか等(1)と(2)に分けて検討する。

(1) 異議申立人の趣旨及び理由の(1)について

異議申立人の趣旨及び理由の(1)の一部開示決定処分の対象である文書1について、「完結簿No.—— の上の黒塗りは、個人情報とは考えにくい箇所であり開示すべきである。」については、当該マイクロフィルムを実際に検証したところ、マイクロフィルムに黒く記録されていた。黒く塗った理由は原本がないことから不明であるが、黒く塗られた原本をマイクロフィルムとして撮影したものであり、そのマイクロフィルムから印刷をしたものであって、その印刷されたものを後から黒塗りして非開示としたものではないことが確認されたので、この点に関する異議申立人の主張には理由がないことが明らかである。

(2) 異議申立人の趣旨及び理由(2)について

(a) 異議申立人の趣旨及び理由(2)の(ア)から(ウ)までのNo.A-2の表記方法について

文書2の索引No.—— の3分割された—— のNo.Aに-2と手書きで記載がある図面は、文書1の索引No.—— のNo.Aの図面と、内容が同じものであり、No.Aが他の場所でも使用されたので、No.A-2となったと実施機関から説明があった。文書1の索引No.—— のNo.Aの図面と同じ場所につ

いて、再査定のため文書2に参考として添付されたものと考えられ、この時点で既にNo.Aは、No.A-2と表記するよう変更されていたものとするのが妥当である。

文書2の索引No.——は、査定前の状況を示すために昭和57年度の道路台帳図のうち文書1の索引No.——のNo.Aの図面と同じ場所について、参考として添付したものであり、文書2の索引No.——と同様No.A-2と表記するよう変更されていたものとするのが妥当である。

文書2の索引No.——は、昭和60年の再度の査定が終了した結果を示すために昭和57年度の道路台帳図のうち文書1の索引No.——のNo.Aの図面と同じ場所について添付したものであり、文書2の索引No.——と同様No.A-2と表記するよう変更されていたものとするのが妥当である。

他の異なる事案についても、複数の査定図面に同じ番号を付番したため後で枝番を付したというケースが存在していることを確認した。

これらを考慮すると、事務処理の仕方としてNo.Aに後から-2と枝番を付したとの説明は、それほど不自然ではないように思われるので、文書2の添付書類として、No.A-2という記載は、ほかにNo.Aと記載のある図面が存在することを示唆するものではないと考えられる。

(b) 他の書類の存否について

異議申立人は、(エ)、(キ)から(ス)及び(ソ)から(テ)において書類作成上の不備等を理由として、別の書類の存在を推測している。しかし、当審査会は、道路境界査定申請書及び承諾書を除き、文書1及び文書2についてはマイクロフィルムしか文書がない証拠として、昭和48年に制定されたマイクロ規程6条に定めるマイクロ文書撮影(複製)指示書の決裁文書、同規程21条に定める道路境界査定申請書及び承諾書を除き、原文書を廃棄する決裁文書を実施機関から提出させ確認し、また前記のとおりマイクロフィルムそのものも検証し、索引No.どおり連番で写され、連続した一本のリールテープとなっていることを確認した。

(エ)及び(ス)は必要書類として添付すべきものかどうかであるが、作成当時は必ずしも必要書類とされていなかったようであり、マイクロフィルムにも入っていなかった。

(キ)及び(テ)は、承諾書については、他の案件でも複数の者の署名が一枚の承諾書上に同一の筆跡でなされているものがあり、現在と異なり作成当時は一枚の承諾書に多数の所有者の承諾をとっており、氏名については代筆も可能で、所有者は押印のみしていたようなものがあつたが、マイクロフィルムには他の承諾書は入っていなかった。当時のこのようなやり方が妥当だったとは思えないが、その当否を問うことは当審査会の管

轄外の事項であり、他の文書の存否とは無関係である。

(ク)については、作成当時は添付文書をあらかじめ印刷した査定依頼書を使用していたが、添付文書が無い場合でも無いことが分かるような表示を特にせず事務処理をしていたようである。このような処理方法は他の査定依頼書でも見受けられた。マイクロフィルムにも添付文書は入っていなかった。

(ケ)の表題、作成時期についてであるが、索引No.——、——、——は文書1の説明のために添付した所有者等を記載した公図と思われ、作成時期は明らかではないが、マイクロフィルムにも同じように入っていた。異議申立人のこの点に関する主張の意味するところは不明であるが、仮に、作成時期を示す他の文書があるはずだという意味の主張であるとすれば、マイクロフィルムにはそのような文書が存しないことを当審査会は確認しており、異議申立人の主張には理由がない。

(コ)の索引No.——とNo.——は隣接状況が不鮮明な状態でマイクロ化されているのを確認し、それ以外のものは入っていなかった。

(サ)及び(チ)については、作成当時使用していた文書は現在様式が変更されているということであり、マイクロフィルムにも他の文書は入っていなかった。

(シ)の図面に境界埋設要領を図面に記載した件については埋設担当者の事務処理の仕方と考えられる。マイクロフィルムにも別に作成された境界埋設要領は見当たらなかった。

(タ)の表題については、表題が記載されている。マイクロフィルムにも他の文書はなかった。

(ツ)の索引No.——は、No.——の継続用紙である。確かに分かりにくいものではあるが、マイクロフィルムにはこのまま入っていた。

このことから文書1、文書2に関しては、異議申立人の主張するところはすべて、他の文書の存在することを示唆するものとは言えず、他に文書が存するとの異議申立人の主張は採用することができない。

(ソ)について(b)冒頭に記した通りである。

(セ)の多角点測量計算書等文書については、実施機関としては申し出れば閲覧できることから、本人の意思を確認し開示対象としなかったと説明するが、開示請求書等の一連の書類を見る限りでは、請求対象になっていると考えられる。しかしながら、申立人の意見書によれば「受け取っていないし、番号をメモしただけで、内容まで見ていない。」としていることや、実施機関の理由説明書の「異議申立書の受理前に情報公開課から申立人へ開示している。」などの説明からすると、申立人は書類を閲覧したもの

と思われる。個人情報の開示方法には、閲覧と写しの提供があり、今回の閲覧については、個人情報の開示としての事務処理ではないものの、事後的に情報の提供の形では行われていたことからすると、一部開示決定の一部を変更し開示したことと同等の結果となっているものとする。

なお、(オ)の「担当職員は最初50枚と話していた。実際に入手できたのは31枚であった。即座に50枚と答えたのは、予め数えていたものに間違いはない。」、あるいは(カ)の「31枚が不自然と考えるのには、直近70cmを通過の際、請求者による観察結果では、厚さが2倍若しくはそれ以上あった。」に関しては、それ自体については証拠により検証できないものであるが、マイクロフィルムを確認しマイクロフィルムに記録されている文書が連続して記録され、その文書を公開していることを確認しているので、これまでの判断に影響を及ぼすような事柄ではないものと解される。

(3) 以上により、本件の異議申立てに係る「昭和60年6月29日起案の道路境界査定結果報告書」及び昭和45年7月17日起案の「道路境界査定立会いの結果について」について、実施機関の公開の仕方は妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 5月14日	・ 諮 問
5月31日	・ 実施機関からの理由説明書を受理
6月29日	・ 審 議
8月19日	・ 審 議 ・ 異議申立人からの意見陳述 ・ 実施機関の職員から理由説明の聴取
9月13日	・ 審 議 ・ 実施機関の職員から理由説明の聴取

第2部会委員 後藤 光男
桑原 勇進
橋本 慎一